

政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

□現状と課題

- 都市部市街地においては、残されてきた樹林地や緑地の保全・活用と都市公園・緑地などのオープンスペースの整備が求められているほか、身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加が課題となっています。
- 河川や海岸、港湾、水路などで改修が必要となる場合には、自然環境と調和し、生態系に配慮した事業の実施を通じて、身近にふれあえる水辺を保全・創造することが求められています。
- 農村地域は、食料生産の場であるだけでなく、緑と水が豊かで、うるおいとやすらぎを提供してくれる場であることから、魅力ある田園空間づくりを進め、都市部と農村部との交流を進めていくことが求められています。

【施策の概要】

- 1 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくりを推進します。
- 2 身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加を推進します。

□施策の展開方向

- ① 都市公園の整備・改築を進めるため、市町村担当者への適時適切な情報提供や、社会資本整備交付金の活用について適切に対応します。【都市計画課】
- ② 風致地区^{*1}や特別緑地保全地区^{*2}にかかる都市計画決定の協議があった場合は、法令等に則しつつ、適切に判断・対応します。【都市計画課】
- ③ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくりを基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。【河川砂防課】
- ④ 地域の清澄な湧水や水浴場を紹介するとともに水浴場の水質検査を実施することにより、水環境保全の推進を図ります。【環境保全課】
- ⑤ 県内のグリーン・ツーリズム推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。【構造政策課】
- ⑥ 農業・農村地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。【農村整備課】
- ⑦ 地域の緑化運動に対する表彰への推薦や緑化活動にかかる情報提供等を行います。

【都市計画課】

モニタリング指標 2-1-a、2-1-b P81

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 都市公園や街路樹など住民に身近な緑や水辺空間の整備 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の推進 ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりの推進
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 庭やベランダの緑化、緑のカーテンづくりの推進 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの推進 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加・支援
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりへの協力
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校等における緑化活動の推進

※1 風致地区…都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定められています。

※2 特別緑地保全地区…都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する、都市緑地法に基づく地区のことです。



施策2 良好な景観の保全と創造

□現状と課題

- 良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。
- 本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、ふるさとの歴史と風土が感じられる景観づくりを推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、青森県の歴史と風土が感じられる景観の保全と形成を推進します。
- 2 ふるさとの景観づくりに関する意識啓発と人材育成を推進します。

□施策の展開方向

- ① 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、大規模行為景観形成基準との適合を図り、良好な景観の保全・形成に努めます。【都市計画課】
- ② 良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の自主的な活動を支援する取組を進めるため、引き続き景観フォーラム等を開催します。【都市計画課】
- ③ 次世代を担う子供たちの景観への関心を育むため、景観学習教室について、各市町村、小学校へと働きかけ、参加を促します。【都市計画課】

目標設定指標 2-2-1、2-2-2 P78

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 地域の良好な景観の保全と創造 ◎ 公共事業の実施に際しての公共事業景観形成基準への準拠 ◎ 景観行政団体^{※1}への移行
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の形成・保全活動への参加 ◎ 住宅を建てる際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観に配慮した家並みの保全への協力
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観法などの関係法令の遵守 ◎ 施設や工作物等を整備する際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観へ配慮した屋外広告物の設置 ◎ 景観に配慮した町並みの保全への協力
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりへの協力
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 景観の形成・保全活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観に関する学習活動の推進

※1 景観行政団体…景観法において景観づくりの担い手として位置付けられた団体のことです。都道府県、政令指定都市・中核市のほか、その他の市町村は、知事と協議し、景観行政団体となることができます。景観行政団体は、景観計画を定め、これに基づいて施策を行うことにより、実効性が発揮されます。



施策3

歴史的・文化的遺産の保護と活用

□現状と課題

- 歴史的・文化的遺産は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであることから、地域の歴史や生活の移り変わりを後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全していくことが求められています。
- 本県は、特別史跡^{*1}である三内丸山遺跡をはじめとして、学術的に重要な縄文遺跡が数多く存在することから、北海道・北東北三県の連携により、三内丸山遺跡等の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進していくことが求められています。

【施策の概要】

- 1 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保存を推進します。
- 2 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信を推進します。

□施策の展開方向

- ① 各市町村と連携して文化財の保護、保存に努めていきます。また、若い世代による本県文化財の価値や魅力を発信する取組を通じて、文化財の活用を促進していきます。【文化財保護課】
- ② 縄文遺跡群の2021年の世界文化遺産登録に向けて、関係自治体等と連携して、登録審査に向けた準備を進めるとともに、国内外での更なる普及啓発や気運醸成に取り組みます。
【世界文化遺産登録推進室】
- ③ 伝統的な町並み景観の保全のため、県内市町村に働きかけ、地域の歴史・文化を学ぶことができるまちづくりをめざします。【都市計画課】
- ④ 巨樹古木の分布マップ・保護観察マニュアルを必要に応じて増刷し、巨樹・古木の保全に関する普及啓発を推進します。【林政課】
- ⑤ 県内の民俗芸能団体に関する調査を継続するとともに、こども民俗芸能大会などの鑑賞機会の充実を図っていきます。【文化財保護課】
- ⑥ 青森県史デジタルアーカイブス^{*2}の内容を更に充実させるとともに、広報活動等を通じて、県民等による県史の利活用の拡大を図っていきます。【県民生活文化課】
- ⑦ 歴史・文化資源を活かした地域づくりに向けて、広範な分野で県史及び歴史資料が効果的に活用されていくよう、関係部局及び関係機関等との連携を図っていきます。【県民生活文化課】

モニタリング指標 2-3-a P81

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進 ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の推進 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの支援
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動への参加 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動への参加 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加
事業者 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動の実施 ◎ 地域の祭り・行事の開催や参加・支援
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 埋蔵文化財の保護に配慮した開発事業の実施
環境保全 団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 縄文遺跡群など本県の歴史的・文化的遺産に関する情報発信活動の実施 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の実施 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の実施
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進

※1 特別史跡…文化財保護法に基づき、我が国にとって価値が高いとして指定する史跡のうち、文部科学大臣が特に重要として指定する史跡のことです。

※2 青森県史デジタルアーカイブス…郷土の歴史に触れやすい環境を整備するため、県史編さんの過程で約20年間にわたって収集した約72,000件以上に及ぶ資料を、県民の共有財産としてインターネットを通じて手軽に検索・利用できるシステムを構築し、運用・公開しているものです。



政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり

施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進

□現状と課題

- 本県の県民1人1日当たりごみ排出量は、平成29年度の実績(1,002g)を見ると、家庭から排出される生活系ごみ(680g)、事業所から排出される事業系ごみ(322g)のいずれも全国値(920g、生活系:641g、事業系:279g)を上回っており、生活系、事業系ともに一層の減量化が必要です。
- リサイクル率については、近年、民間事業者による資源回収が拡大していることから、市町村による回収だけではなく、民間回収も含めた全体として資源回収を促進していくことが効果的です。
- 近年、プラスチックごみの海洋への流出による環境汚染が世界共通の課題となっており、これらを背景として、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。問題解決に向けて、地域レベルの取組としてもワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等の更なる徹底が必要です。
- 我が国では大量の食品ロスが発生していることから、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。県としても食品ロスの削減に向けた一層の取組が求められています。
- 県民や事業者、各種団体、行政などの多様な主体が連携・協力しながら、県民総参加の全県の運動として、ごみの減量やリサイクルなど3Rの取組を一層推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 「もったいない・あおり県民運動」^{*1}を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。
- 2 一般廃棄物の処理主体である市町村及び民間事業者と連携し、ごみの減量やリサイクル率向上のために効果的な取組を推進します。
- 3 特に、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減、更には全国値に比べ資源化率の低い紙類のリサイクルに向けて重点的に取り組みます。

□施策の展開方向

- ① ① ごみの減量、リサイクルの推進には市町村をはじめ各主体の取組が重要であることから、古紙リサイクルや生ごみ削減の普及啓発等、引き続き「もったいない・あおり県民運動」を強力に展開し、アクションプログラムの作成等により構成団体の主体的な取組を促進します。

【環境政策課】

- ② ② もったいない・あおり県民運動推進会議構成団体、青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおり、もったいない・あおりエコ事業所・エコショップ認定事業などの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、県民・事業者等の環境配慮行動を促進します。【環境政策課】

- ③ 生ごみ・食品ロス削減に向けて、あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定とともに、認定事業者等と連携し、「3つのきる」^{*2}や「3010（さんまるいちまる）運動」^{*3}等の普及啓発活動を展開していきます。また、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえた食品ロス削減対策を推進します。【環境政策課】
- ④ 事業系ごみの削減に向けて、業種の特徴に合わせた3R実践に係る勉強会等の啓発活動や、多量排出事業者に対する市町村と連携した訪問指導等、ターゲットを明確にした効果的な取組を推進します。【環境政策課】
- ⑤ プラスチックごみ対策として、これまでレジ袋の無料配布中止の取組等を進めてきましたが、今後は、もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体及び小売等の関係事業者等と連携しながら、プラスチックの資源循環促進に向けた新たな取組を展開します。【環境政策課】
- ⑥ 市町村及び民間資源回収事業者等によるネットワーク会議を開催し、行政回収と民間回収を合わせた効果的な資源回収を促進します。【環境政策課】

目標設定指標 3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4 P78～79

モニタリング指標 3-1-a P81

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみ減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ コンポストの利用促進など生ごみの減量化を促すための普及啓発 ◎ 多量排出事業者に対するごみ減量・資源化の普及啓発・指導 ◎ ごみの分別・排出状況の監視と適正な分別・排出の指導 ◎ 資源ごみの分別促進 ◎ 雑紙（その他紙）の資源回収の強化 ◎ 地域ぐるみでの資源ごみ回収（集団回収）の推進 ◎ 事業系紙ごみの焼却施設への搬入抑制・規制の実施
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市町村のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◎ マイバッグ持参やレジ袋・過剰包装の辞退などによるごみの排出抑制 ◎ 使い捨て製品の不使用と詰め替え商品の購入・利用 ◎ 雑紙（その他紙）を含む紙ごみの分別 ◎ 生ごみをごみとして出す前の水切りの徹底 ◎ 食品の買いすぎ、料理の作りすぎの防止による食品ロスの削減 ◎ 生ごみのコンポスト化による堆肥利用 ◎ まだ使える衣類のリユース・リサイクル ◎ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用 ◎ 資源ごみの集団回収や店頭回収の利用 ◎ 修理・修繕の励行など耐久消費財の長寿命化
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分による適正処理（一般廃棄物は市町村のルールに従った適正な分別・排出） ◎ 繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用 ◎ 両面コピーや裏面利用の徹底、電子メール等の利用によるペーパーレス化、使用済封筒の再利用等による紙ごみの減量 ◎ （多量排出事業者）ごみ減量計画の作成などごみの減量・資源化への積極的な取組

排 出 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事務機器等の中古品やリース・レンタル品の利用及び不要となった事務機器の他部署での再利用や業者等への売却等による有効利用 ◎ 資源ごみのリサイクルの徹底 ◎ 古紙リサイクルを推進しているオフィス町内会への参加や古紙リサイクルセンターの積極的利用 ◎ イベント等の開催に係るごみの排出抑制と排出されたごみの適正な分別・リサイクルの実施
販 売 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参の呼びかけとレジ袋無料配布中止（有料化）、簡易包装の実施 ◎ 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進 ◎ ばら売りや量り売り商品の販売の推進 ◎ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施 ◎ 商品や食品等の使用済み廃プラスチック容器の回収システムの整備と回収廃棄物の再利用・再生利用の推進
事 業 者 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 各業界における3Rに関する自主的活動の推進
環 境 保 全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 集団回収やフリーマーケットの開催など3Rに関する自主的活動の実施
学 校 等 の 教 育 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する環境教育・学習の推進

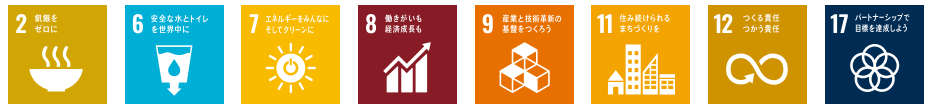
※1 もったいない・あおり県民運動…県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、これまでのライフスタイルを見直し、「もったいない」の意識をもって、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいこうという目的で、平成20年にスタートした県民運動です。

また、平成23年7月には、地球温暖化対策と3Rの推進により低炭素・循環型社会をめざすもったいない・あおり県民運動として新たなスタートをきっています。

さらに、平成30年度からは、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス・賢い選択）」に呼応し、「COOL CHOICEあおり」を合言葉に温室効果ガス排出量やごみ排出量の削減、リサイクル率向上など県民運動の一層の充実・強化を進めています。

※2 3つのきる…生ごみ減量・食品ロス削減によりごみを減らすため、①食材は使いきる、②料理は食べきる、③生ごみは水気をきるに取り組むことです。

※3 3010（さんまるいちまる）運動…長野県松本市で始まった、会食、宴会等の乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動であり、近年、全国的に普及しつつあります



施策2

資源循環対策の推進

□現状と課題

- 循環型社会の構築には、家庭やオフィスだけでなく、産業活動から発生する廃棄物の3Rを推進していくことが重要であることから、リサイクル技術の開発や事業所間の連携、青森県認定リサイクル製品^{※コラム参照}の普及などの取組を引き続き推進していく必要があります。
- バイオマスは、石油や石炭などの化石資源を除いた動植物に由来する有機性の資源であることから、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会づくりに大きく貢献するものとして期待されています。
- 本県には、多様なバイオマスが広く賦存していますが、農林水産業や食品産業から発生する未利用バイオマス^{*1}については、十分に有効利用されていないため、研究開発や技術普及などにより未利用資源の活用拡大に取り組んでいく必要があります。

【施策の概要】

- 1 産業廃棄物の3Rの取組を推進します。
- 2 地域の未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発、製品開発を推進します。

□施策の展開方向

- ① 各種会議等を通じてリサイクル製品認定制度の周知を図り認定製品の新規拡大を図るとともに、市町村等に対して認定製品の優先使用を働きかけます。【環境政策課】
- ② 県発注工事における建設リサイクルの推進に当たっては、「青森県建設リサイクル推進行動計画」のフォローアップ及び見直しを行うことにより、さらなる推進に努めます。
また、建築物等の不適正な解体等の防止のため、一斉パトロールについては建設リサイクル法に基づく届出件数等をもとに効果的な実施時期及び方法等を検討のうえ継続して実施します。
【整備企画課】
- ③ 安全・安心な道路空間を確保するため、舗装や流・融雪溝、防雪柵、スノーシェルター、橋梁等の道路施設の点検・維持・修繕を適切に行い、老朽化対策と長寿命化を計画的に推進します。
【道路課】
- ④ 港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化について、引き続き計画的に進めます。【港湾空港課】
- ⑤ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稲わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続するとともに、稲わらの収集・利用の好循環に向け、稲わら収集業者の育成・確保と、高品質な稲わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。【食の安全・安心推進課】
- ⑥ 地域未利用資源についての情報収集に努め、新たな飼料資源としての可能性を検討します。
【畜産課】
- ⑦ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組むとともに、省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【林政課、農産園芸課】
- ⑧ 貝殻利用実績を把握し、また、貝殻利用希望者に対する貝殻の入手先等の情報提供を継続しま

す。【水産振興課】

- ⑨ 市町村が定める農業集落排水資源循環促進計画に則して、発生汚泥の堆肥化等再利用を促進するとともに、下水汚泥の有効利用を向上するための関係市町村へ積極的な再利用を働きかけます。

【農村整備課、漁港漁場整備課、都市計画課】

- ⑩引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用を促進するため、産業廃棄物税を実施します。

【税務課】

- ⑪ 廃棄物処理に関する啓発事業や監視指導等を引き続き実施するとともに、建設系廃棄物の適正処理を推進します。【環境保全課】

- ⑫ 自動車リサイクル法の適正運用を通じて、使用済自動車の適正利用とリサイクルを推進します。

【環境政策課】

- ⑬ 事業者に対する技術的な情報提供等により、プラスチックの資源循環を促進します。

【環境政策課】

- ⑭ 家畜排せつ物の積極的なほ場還元を推進するとともに、バイオマス発電等の先進技術の情報の収集・周知に努めます。【畜産課】

モニタリング指標 3-2-a、3-2-b P81

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品の率先的な購入・使用 ◎ 市町村バイオマス活用推進計画の策定などを通じた地域のバイオマス資源の有効利用の推進 ◎ 農業集落排水汚泥や漁業集落排水汚泥のリサイクルの推進 ◎ 下水・下水汚泥の高度利用化の推進
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ リサイクル製品の購入・使用やグリーン購入^{※2}の実践 ◎ 各種リサイクル法に基づく、使用済自動車や家電製品、小型家電などのリサイクルの実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 業種間や工業団地間の連携による廃棄物の融通・提供システムの構築 ◎ 自動車リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づく使用済自動車や建設資材廃棄物などのリサイクル ◎ 青森県認定リサイクル製品の購入・使用 ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発 ◎ 食品リサイクル・ループ^{※3}の形成など食品循環資源の活用
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品（特殊肥料）の購入・使用 ◎ 稲わらなどの未利用資源の有効利用
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ リサイクル製品やグリーン購入に関する啓発及び情報提供
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発

コラム

青森県リサイクル製品認定制度

県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、平成17年3月に「青森県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

認定を受けた製品の使用を推進するため、次のような支援を行います。

- 1 認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売することができます。
 - 2 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定製品の性能、品質、数量、価格等を考慮し、優先的な使用に努めます。
 - 3 県は、認定製品の使用を推進するため、県民の皆さんや県内の市町村等に対して、ホームページやパンフレット等で認定製品に関する情報提供を行います。
- ※ なお、2019（平成31）年4月現在、368製品が認定されています。

<リサイクル製品認定マーク>



-
-
- ※1 未利用バイオマス…動植物由来の再生可能な有機性資源（化石資源を除く。）のうち、現在その利用が進んでいないもののこと。青森県の場合、稲わらや未利用間伐材などのほかに、地域特有の未利用バイオマスとしてリンゴ搾汁残さ、リンゴ剪定枝、長いも加工残さなどがあります。
 - ※2 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
 - ※3 食品リサイクル・ループ…食品廃棄物のリサイクルによってリサイクル肥飼料等を作り、その肥飼料を使用して生産された農畜水産物等を、当該肥飼料等の原料となった廃棄物を排出した食品関連事業者が引き取ることです。



施策3

廃棄物の適正処理の推進

□現状と課題

- 依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、引き続き、排出事業者や処理業者に対する立入検査などの各種監視活動を実施していくほか、不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等の特定や原状回復指導、行政処分などの厳正な対応が必要です。
なお、本県における産業廃棄物の不法投棄等の大半が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることから、平成29年度から建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用するとともに、平成30年12月には、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定しました。
- 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）^{*1}については、平成25年12月に廃棄物等の撤去が完了しましたが、引き続き、地下水浄化のための原状回復事業を着実に実施するとともに、現場の環境再生の取組を推進します。
- 国は、PCB廃棄物処理基本計画を変更したほか、有害使用済機器の保管等に係る廃棄物処理法の改正、海岸漂着物等の処理等の推進のための法改正、さらには、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を策定したところであり、県においても、これらの廃棄物の適正処理に引き続き取り組んでいく必要があります。

【施策の概要】

- 1 廃棄物の不法投棄などの未然防止対策を推進するとともに、早期発見・早期解決に向けた取組を推進します。
- 2 青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。
- 3 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持を図ります。
- 4 災害により発生した廃棄物について、生活環境に影響を与えないよう適正処理を推進します。

□施策の展開方向

- ① 廃棄物処理に関する啓発事業を引き続き実施し、適正処理を推進します。特に建設系廃棄物の適正処理に関する周知・啓発を強化し、不法投棄等の減少を図ります。【環境保全課】
- ② 排出事業者や処理業者への立入検査や各種監視活動を引き続き実施するとともに、不法投棄等の悪質な事例に対しては、廃棄物処理法に基づく措置命令や許可取消等の不利益処分を行うなど、厳正に対処します。【環境保全課】
- ③ 廃棄物の不適正処理事犯や暴力団の関与する事犯等の悪質な事犯を取り締まるに当たり、組織の総合力を発揮するとともに、関係機関と連携を深め、事犯の早期発見、早期検挙による被害の拡大防止、効果的な広報等による未然防止により生活環境の保全に努めます。【警察本部保安課】
- ④ 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。【環境政策課】
- ⑤ 全ての市町村において早期に災害廃棄物処理計画^{*2}が策定されるよう、市町村を対象とした研修会の開催など、支援を行います。【環境政策課】

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理防止に関する啓発 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン^{※3}等への参加・支援 ◎ 環境美化の意識づくりや環境美化活動の推進 ◎ 市町村による災害廃棄物処理計画の策定
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不法投棄等に関する通報 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物処理法等の関係法令の遵守による廃棄物の適正処理 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加・支援 ◎ PCB廃棄物の期限内処分^{※4}の徹底 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加・支援
環境保全体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動の実施
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理による環境への影響に関する調査研究

※1 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）…平成11年、岩手・青森両県警合同の強制捜査により、青森県田子町と岩手県二戸市にまたがる27ヘクタールもの広大な土地に、大量の産業廃棄物が不法投棄されていた事案が発覚しました。投棄された廃棄物の多くは、首都圏から運び込まれたものでした。
青森県は、不法投棄現場下流部に位置する馬淵川水系の環境保全のため、平成16年から廃棄物の撤去を開始し、平成25年12月、廃棄物等の全量撤去を完了しました。青森県側だけで、撤去した廃棄物等の量は約115万トンにのぼり、令和4年度まで実施する原状回復に要する経費は約480億円と見込まれます。

※2 災害廃棄物処理計画…廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画を包含する「第3次青森県循環型社会形成推進計画」をはじめ、国の対策指針及び行動指針を踏まえ、災害対策基本法に基づく「青森県地域防災計画」等との整合を図り、本県の地域特性等を勘案し、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものです。

※3 不法投棄防止撤去推進キャンペーン…あおもり循環型社会推進協議会（循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働で取り組む機運づくりを推進するため、平成18年5月に設立され、現在、県や市町村、産業界、関係団体など90団体が加入している）では、県民、事業者、民間団体、行政などが協働して行う廃棄物の撤去活動を通じて、不法投棄防止に向けた意識啓発を図っています。

※4 PCB廃棄物の期限内処分…PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性、不燃性に優れており、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙などの幅広い用途に使用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生をきっかけとして、その毒性が社会問題化し、昭和49年には製造や輸入等が事実上禁止されました。

平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）が制定され、平成28年7月までにPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ることとされました。

しかしながら、作業者に係る安全対策等や処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定の時期までの処理の完了が困難な状況となったことなどから、平成24年12月にPCB特措法施行令が改正され、PCB廃棄物は2027年3月31日までに処分することとされました。

<PCB廃棄物の処分期限>

・高濃度PCB ※使用中の電気機器、製品の処分期限も同じです。

変圧器・コンデンサー等	2022年3月31日
安定器等	2023年3月31日

・低濃度PCBは2027年3月31日まで



政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり

施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進

□現状と課題

- 本県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,570万9千t-CO₂と、基準年度である2013（平成25）年度と比較すると4.5%減少しており、その90.5%が二酸化炭素で、その約9割が産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門からの排出で占めています。
- 県の掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成し、低炭素社会を着実に進めるためには、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための多様な取組を進めていくことが重要となっています。
- 温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけでなく、気候変動の影響に対処するために、既に現れている影響や中長期的な避けられない影響に対して適応できる社会の構築を推進することが求められています。

【施策の概要】

- 1 排出量の5割以上を占める産業部門及び業務その他部門対策として、中小事業者のほか、公共サービス分野の省エネルギー対策を重点的に実施し、両部門における温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 2 住宅の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い機器、設備等の導入促進により、地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりの推進と、県民に対する低炭素型ライフスタイルの実践に向けた普及啓発の取組の推進を図ります。
- 3 スマートムーブ^{※1}の取組の推進、電気自動車（EV）やプラグインハイブリット車（PHV）などの次世代自動車の普及促進、公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会づくりの促進などを図ります。
- 4 各主体の協働、連携の下、低炭素社会づくりに向けた取組「もったいない・あおもり県民運動」を展開することにより、各主体による地球温暖化対策の全県的な取組の推進を図ります。
- 5 機能集約型都市づくりなど面的な省エネルギー対策を推進します。
- 6 気候変動の影響への適応については、取組について分野横断的な対応が求められることから、県庁内関係部局が連携して総合的かつ計画的に推進します。

□施策の展開方向

- ① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。【環境政策課】
- ② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。

【環境政策課】

- ③ 運輸部門対策として、関係団体等との連携や公共交通機関の利用によるイベント実施など、県民・事業者によるスマートムーブの更なる実践・拡大とともに、関係事業者等の自主的な取組による低炭素交通社会づくりを促進します。【環境政策課】
- ④ 部門共通対策として、平成30年4月にもったいない・あおもり県民運動推進会議において採択した「COOL CHOICEあおもり宣言」を踏まえ、「COOL CHOICEあおもり」*コラム参照の効果的・集中的な普及啓発に取り組むなど、各主体の連携による地球温暖化対策の取組強化により、本県の温室効果ガス削減目標の達成をめざします。【環境政策課】
- ⑤ 青森県地球温暖化防止活動推進センター*2などの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環(わ)スマイルプロジェクト*コラム参照」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。【環境政策課】
- ⑥ 本庁舎、合同庁舎における照明器具のLED化の推進、BEMS*3の活用による省エネに資する運用改善及び令和2年度までのESCO事業*4の見直しなどを行います。【行政経営管理課】
- ⑦ 自動車税種別割のグリーン化の制度の見直しがあった際は周知を図ります。【税務課】
- ⑧ 省エネ設備の導入等を金融面から支援していきます。【商工政策課】
- ⑨ 「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改正2版）」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改正2版）」を活用し、省エネルギーの普及に取り組むとともに、冬期間のハウス栽培の省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【農産園芸課】
- ⑩ 輸送コストや輸送品質の確保等の課題を解決しつつ、運送事業者による輸送手段の最適化「モーダルミックス」*5の取組を促進します。【港湾空港課】
- ⑪ 下水汚泥の処理方法を見直し、焼却から低炭素型に向けた処理方式の検討をします。
【都市計画課】
- ⑫ 長期優良住宅やあおもり方式住宅ガイドラインの普及啓発、断熱等の技術講習会の開催等により、住宅の省エネルギー化に関する情報提供等を実施します。【建築住宅課】
- ⑬ 県内のエネルギー資源量やエネルギー需要のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、売電のみならず、電気や熱の地産地消モデルやエネルギーマネジメントのモデル構築に取り組み、その普及と県内事業者の参入促進を図ります。
【エネルギー開発振興課】
- ⑭ 次世代自動車について、低炭素な移動手段としてだけでなく、住宅用太陽光発電を自家消費する場合の蓄電池としての活用や大規模災害発生時の分散型電源として活用できるなど、多様な活用方法についても啓発に取り組む、更なる普及拡大を図ります。【エネルギー開発振興課】
- ⑮ 自動車教習所における教習や運転免許証の更新時講習を活用してエコドライブに関する普及啓発活動を継続し、県民へのエコドライブの浸透を図ります。【警察本部運転免許課】
- ⑯ 国が設置した「気候変動適応情報プラットフォーム*6」の活用など、適応策に関する情報収集に努めます。

また、国における気候変動及びその影響の観測・監視や予測の結果、それに対する具体的な施策を踏まえ、本県における気候変動影響のリスク、分野ごとの今後実施すべき適応策及び進行管理の仕組みを検討した上で、推進していきます。【環境政策課】

モニタリング指標 4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4、4-1-5、4-1-6、4-1-7 P79

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定 ◎ 省エネルギーなど地球温暖化対策の取組に関する啓発 ◎ 廃棄物発電や下水熱の利用など廃棄されていたエネルギーの有効利用の推進 ◎ 次世代自動車や高効率照明器具などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入 ◎ COOL CHOICEあおもり普及啓発への参加・職員のスマートムーブの実践 ◎ 都市機能が集約され公共交通機関が利用しやすいなどの低炭素型街づくりの推進 ◎ グリーン購入の率先実行
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「あおもりエコの環（わ）スマイルプロジェクト」への参加 ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ 省エネルギーフォームによる既存住宅の省エネルギー化やゼロ・エネルギー・ハウス等による住宅新築時の省エネルギー化 ◎ 地球温暖化対策につながる環境配慮行動の実践 【実践例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷房・暖房時の室温の適切な設定（夏の冷房時28℃、冬の暖房時20℃） ○ 主電源をこまめに切るなど家電製品の待機電力の削減 ○ シャワーを1日1分家族全員が減らす ○ 風呂の残り湯を洗濯に使い回す ○ 炊飯ジャーや電気ポットの保温を止める ○ 家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす ○ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ ◎ スマートムーブの実践 【実践例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の利用 ○ 徒歩・自転車による移動 ○ ふんわりアクセル『eスタート』 ○ 加減速の少ない運転 ○ 早めのアクセルオフ ○ エアコンの使用を適切に ○ アイドリングストップ ○ 渋滞を避け余裕をもって出発 ○ タイヤの空気圧チェックの習慣化 ○ 不要な荷物は積まずに走行 ○ 走行の妨げとなる駐車をやめる ○ 自分の車の燃費を把握
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ コージェネレーションシステム^{*7}などエネルギー利用効率の高い設備の導入 ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 省エネルギー診断の活用と省エネ活動における運用改善の実施 ◎ 「あおもりECOにこオフィス・ショップ」認定制度への登録 ◎ 従業員のスマートムーブの実践 ◎ 鉄道や海運を利用した物流体系への転換（モーダルシフト^{*8}）

事業者	◎ 従業員の通勤手段を自家用車から公共交通機関、自転車などに転換するエコ通勤の実施やノーマイカーデーの実施 ◎ グリーン購入の実行
農業者	◎ 農業機械の適切な利用などによる農作業の省エネルギー化
環境保全団体	◎ 地球温暖化対策や省エネルギーの取組に関する啓発など自主的な活動の実施
学校等の教育機関	◎ 地球温暖化対策や省エネルギーの取組に関する環境教育・学習の推進 ◎ 学校施設における省エネルギーの推進

コラム

COOL CHOICEあおもり

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、地球温暖化対策のために、「賢い選択」をしていこうというもので、省エネや節電、ごみの減量やリサイクルといった「行動」を選ぶ、省エネ家電やエコカー、環境にやさしい製品といった「モノ」を選ぶなど、未来のために「賢い選択」をしていこうという全国的な取組です。

青森県でも、COOL CHOICEあおもりを合言葉にして、県民の皆さんと一緒に取り組んでいます。

一人ひとりの小さな心がけが未来を変える！
 普段やっている人も、あまり意識していなかった人も、
 いまから一緒に、進めていきませんか？
 さあ、はじめよう。未来のために！



コラム

あおもりエコの環わスマイルプロジェクトの仕組み

【あおもりエコの環スマイルプロジェクトの概要】

- 本プロジェクトに参加登録した方には「モッテコーカード」を交付します。
- 「モッテコーカード」を協力店に提示するとサービスを受けられます。
- 事業者からの協賛金等の一部は、学校・団体等での環境活動の支援に充てます。
- 協力店や協賛企業の取組、学校や団体の環境活動は、ポータルサイトやフリーペーパーで紹介します。

※詳しくは [あおもりエコの環](#) [検索](#)



-
- ※1 スマートムーブ（エコで賢い移動）…国民運動COOL CHOICEが推進する取組の一つ。「移動」のために発生するCO₂排出量の削減のため、「公共交通機関を積極的に利用する」「徒歩・自転車による移動を見直す」「エコ・ドライブを実践する」など、場面や状況に応じてエコで賢く移動することを呼びかける取組のことをいいます。
 - ※2 青森県地球温暖化防止活動推進センター…地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動等を行うもので、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき知事が指定しています。
 - ※3 BEMS…BEMS（Building and Energy Management System）とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことをいいます。
 - ※4 ESCO事業…ESCO（Energy Service Company）事業とは、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のことをいいます。
 - ※5 モーダルミックス…自動車、鉄道、海運などの各交通機関がそれぞれの特性を生かして連携し、効率的な輸送体系を作ることをいいます。
 - ※6 気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）…気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また正の影響を活用した社会構築をめざす施策（気候変動適応策）を進めるために参考となる情報を分かりやすく発信するための情報基盤です。
 - ※7 コージェネレーションシステム…発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことで、従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として放出されますが、コージェネレーションシステムでは理論上最大80%まで高めることができます。
 - ※8 モーダルシフト…より環境負荷の小さい交通手段に切り替える取組のことで、二酸化炭素の排出削減のため、自動車による貨物郵送から鉄道や船舶などに切り替えることによって、環境保全上のメリットが期待されますが、コンテナ列車・船の確保やその拠点となる駅や港湾の整備などが課題となります。



施策2

地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進

□現状と課題

- 低炭素社会の構築には、省エネルギー型の社会づくりや適切な森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。
- 今後とも、エネルギーを活用した地域振興を図りながら、低炭素社会づくりに向けた取組を積極的に進めていくことが必要です。

【施策の概要】

- 1 風力、太陽光、太陽熱、雪氷冷熱、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用をさらに進めます。
- 2 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトや地域が主体となった本県の豊かな再生可能エネルギーの活用等により、日本の低炭素社会づくりへの貢献を進めます。

□施策の展開方向

- ① 県内のエネルギー資源量や需要量のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、エネルギーの地産地消やエネルギーマネジメントのモデル構築及び普及促進に取り組みます。【エネルギー開発振興課】
- ② 県内の産学官金と地域が有する知的・人的・資源的リソースを効果的に連携させることにより、担い手となる人材育成と案件形成の促進に取り組み、地域エネルギー事業の創出を図ります。【エネルギー開発振興課】
- ③ 省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【農産園芸課】
- ④ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組みます。【林政課】

目標設定指標 4-2-1、4-2-2 P79

モニタリング指標 4-2-a、4-2-b、4-2-c、4-2-d、4-2-e、4-2-f、4-2-g P81～82

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ 公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◎ 小水力発電やバイオマス発電など地域における再生可能エネルギーの活用
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、薪ストーブ、薪ボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDF^{※1}の原料となる廃食用油の回収への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 風力などの再生可能エネルギーによる発電事業への参入 ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDFなどのバイオ燃料の利用
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 雪室りんごや雪下にんじん、雪室低温貯蔵施設など農業における雪氷熱の利用 ◎ ペレットボイラーやチップボイラーの導入などの木質バイオマス燃料使用設備の導入
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ BDFなどのバイオ燃料の製造や原料となる廃食用油の回収
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する環境教育・学習の推進
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する研究開発

コラム

～知ってますか？～ 地熱と地中熱の違いについて

地熱・・・地球内部のマグマに起因する熱エネルギーのことで、発電利用のほか、高温の蒸気・熱水を再利用することで農業用ハウス、魚の養殖、暖房等その他用途への利用が可能です。

地中熱・・・地中の比較的浅い部分（地下10m～100m程度）の低温の熱エネルギーのことで、年間を通して温度の変化が小さいため、地上においては冬の外気より暖かく、夏は冷たいという温度差に着目し、暖房・冷房等に利用されています。

※1 BDF…Bio Diesel Fuel（バイオディーゼルフューエル）の略。廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のことです。硫黄酸化物をほとんど含まず、ディーゼル車の燃料として注目されています。燃費や走行性は軽油とほぼ同じで、軽油と混ぜて使用できます。最近では、ガソリンの代替燃料又は混合燃料として植物由来のバイオエタノールを活用していくための技術開発も進められています。



政策5 安全・安心な生活環境の保全

施策1 大気環境の保全

□現状と課題

- 近年の県内の大気環境はおおむね環境基準^{*1}を達成しており、良好な状態にあるものの、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生を防止する必要があります。
- 光化学オキシダント^{*2}は環境基準の超過が見られますが、本県の場合、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、成層圏オゾン^{*3}の沈降やアジア大陸からの越境汚染の影響が考えられています。
- 稲わらの焼却については、水田へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用が進んだことにより、徐々に改善が図られているものの、依然として局地的に行われていることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。
- 悪臭については、近年では、従来の畜産農業などに係る苦情のほか、ペットや野焼きなど家庭生活における苦情も多く、苦情の内容も多種多様なものとなっており、関係市町村と連携して対応していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 大気汚染を防止し、環境基準を達成します。
- 2 悪臭を防止し、良好な大気環境の保全に努めます。

□施策の展開方向

- ① 良好な大気環境を維持するため、引き続き、大気汚染の状況の常時監視を行うほか、発生源となる施設への立入検査・指導を通じて大気汚染の発生を防止します。【環境保全課】
- ② 自動車税種別割のグリーン化^{*4}の制度改正についての情報収集に努めるとともに、周知活動に取り組んでいきます。【税務課】
- ③ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稲わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続するとともに、稲わらの収集・利用の好循環に向け、稲わら収集業者の育成・確保と、高品質な稲わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。【食の安全・安心推進課】
- ④ 悪臭拡散防止のため、畜産農家の実態に基づき、それぞれの状況に応じた指導を行うほか臭気抑制技術の情報提供を行うとともに、悪臭拡散防止の有効な手段の一つである良質なたい肥の生産・利用を推進します。【畜産課】

目標設定指標 5-1-1 P79

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの焼却防止や有効利用に関する啓発 ◎ 悪臭の発生源に対する立入検査及び指導 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 低公害車の率先使用
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 低公害車の使用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染や悪臭防止に関する法令の遵守 ◎ 燃料・原料の転換や設備の改善による大気汚染物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守 ◎ 低公害車の使用 ◎ 建築物や工作物の解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの有効利用による焼却防止 ◎ 家畜排せつ物の適正処理と悪臭拡散防止措置
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染物質に関する調査研究

-
- ※1 環境基準…人の健康の保護や生活環境の保全を図る上で維持されることが望ましい基準を環境保全行政上の目標として定めたものであり、大気、水質、土壌、騒音、ダイオキシン類の環境基準が定められています。
- ※2 光化学オキシダント…工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のことです。目やのどの痛み等を引き起こします。
- ※3 成層圏オゾン…成層圏（約10～50km上空）に存在するオゾンのことです。大気中のオゾンはこの層に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層と言います。
- ※4 自動車税種別割のグリーン化…自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重くする税制上の特例制度のことです。



施策2

静けさのある環境の保全

□現状と課題

- 騒音・振動の苦情件数は、徐々に減少している状況ですが、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていく必要があります。
- 環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」に、本県から「八戸港・蕪島のウミネコ」、「小川原湖畔の野鳥」、「奥入瀬の溪流」、「ねぶた祭・ねぶたまつり」が選ばれており、地域の良好な音環境を保全していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
- 2 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
- 3 地域の良好な音環境の保全を推進します。

□施策の展開方向

- ① 市町村などの関係機関と連携し、生活環境における不快な騒音・振動に適切に対応します。
また、騒音調査を行い騒音の状況を把握するとともに、発生源の監視や立入検査等により、騒音・振動の防止対策を推進します。【環境保全課】
- ② 安全・安心な歩行者・通行車両空間の確保のため、引き続き、主に通学路安全プログラムに記載がある箇所の歩道の設置について進捗を図るとともに、舗装や道路附属物の点検・維持・修繕を計画的に進めます。
また、新規要望箇所については、用地買収の目途や、事業に対する地元の熟度等を考慮します。【道路課】
- ③ 環境省選定の「残したい日本の音風景100選」に選ばれた音環境の保全のため、関係機関と連携した情報発信などに取り組んでいきます。【環境保全課】

目標設定指標 5-2-1 P79

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 騒音規制法・振動規制法に基づく騒音・振動の発生源への適切な規制措置 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 地域の特色ある音環境の保全
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活騒音についての近隣への配慮
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 騒音・振動規制関係法令の遵守 ◎ 騒音・振動の軽減につながる施設・設備などの導入・整備